

体調不良や罹患疑いがある場合の連絡フロー
(医学系研究科大学院生用)

体調不良及び罹患疑いがある場合は各窓口へ連絡すること

【連絡が必要な場合】

- ・新型コロナウイルスに対するPCR検査又は抗原検査が陽性
- ・会食者や同居する者が新型コロナウイルスに対するPCR検査又は抗原検査が陽性であった場合
- ・発熱，咳等，風邪の症状などの体調不良がみられる場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

※新型コロナウイルスに罹患した場合は、公認欠席（以下、公欠とする）の適用を受けることができます。

公欠には受診した病院の**診断書等（領収書可）**が必要です。

学生

【1.電話により連絡してください】

保健管理センター出雲
0853-20-2099

新型コロナウイルス感染症罹患の場合

出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

- ①発症日（0日目）と症状を報告してください。
- ②発症後5日目にも、症状の有無を必ず連絡してください。

→症状なし：6日目より出席可能

→症状あり（咽頭痛，咳嗽，鼻汁あり）：出席停止が2日間延長になります。保健管理センターの医師にて、延長の意見書を作成します。

【2.学務課，授業担当教員に連絡】

学務課
0853-20-2093

保健管理センターから指示された出席停止期間等を連絡してください。

看護学専攻の学生で授業を欠席する場合には、授業担当教員にも連絡してください。授業担当教員の連絡先が分からない場合には学務課に連絡してください。

公欠に該当する場合、学務課の指示に従い、**診断書等（領収書可）**を準備してください。出席停止期間経過後に学務課で公欠届の手続きを行う必要があります。

※医学部附属病院の感染制と相談の上決定した学部生用のフローに準じています。